

むくげ通信 29

1975.3.16

目次

- 特集、東亜日報 ① 国民投票をめぐる東亜日報の報道 ——— 1.
- ② 東亜激励広告1ヶ月の分析 ——— 8.
- ③ 広告解約の中の東亜放送 ——— 13.
- ④ 拘束者の「釈放」 ——— 14.
- 書評 「金塘老の法廷陳述」 ——— 17.
- 人物朝鮮史 8、「梁 起偉」 ——— 19.
- 研究会レポート 「日帝下の朝鮮労働運動史」 ——— 21.
- 権域 「訓民正音」 ——— 26.

むくげの会 神戸市垂水区多聞台3丁目10-25-201 飛田方
TEL 078-781-8677 1部50円(年間450円＋共)

特集「東亜日報」その一

国民投票をめぐって 東亜日報の報道

はじめに

今、東亜日報は一線記者の解雇問題で大きく揺れており、多くの人がその事態を憂慮している。記者のストライキ闘争によって、金芝河再逮捕のニュースすら報ぜられなかったという。会社側は、こんどの解雇に対し「政府の介入はない」と言い切っている。しかし介入はあるうがなかるうが、事態が政府の望んでいる方向へ進みつつある事実は否定できない。二月のはじめ、与党・民主共和党の朴俊圭政策委員長は、東亜日報の広告解約問題について次のように語った。

「この新聞は、現在第一線記者たちに統制されている。われわれとしては、発行人と編集幹部が統制することを望んでいる。そうすれば事態解決の見通しは明るくなる。」
こんどの解雇の理由を会社側は、記者が幹部に指示したり罵声を浴せるような下克上の状態を解消するために

取った措置と説明しているが……。

言論自由回復を求め、厳しい広告解約弾圧の中で闘ってきた東亜日報の姿勢は、韓国の民主回復を願う人々に大きな励みを与えてきた。同時に、日本人の私たちにもさまざまなことを教えてくれたように思う。私達は一刻も早く解雇が撤回され、民主回復の旗手としての東亜日報に戻ることを願ってやまない。

国民投票の意図

一月二十二日、朴政権は「維新体制」の賛否を問うために、国民投票を実施すると発表した。国民投票法によると投票に附された事項に対する賛成、反対運動は完全に禁止され、投票、開票過程での政党人の参観も許さないものであった。こうした制限と過去の数々の不正選挙の、実績とを照らし合せて考えるならば、その結果は誰しもが予想

できるところであった。

二十二日付東京毎日報の社説は、このような国民投票法を批判して「現行国民投票法は、現行憲法に立脚したもので、言わば現行憲法体制の構成要素の一つである。そのため真に現行憲法体制に対する国民の意志を聞くためのものであれば、まず国民の意志が反映されるように、国民投票法が改正されなければならぬ」と述べた。

また一月二十三日付のコバウおじさんは、国民投票の性格を諷刺するものとして、次のような漫画を載せている。



全国キヤンペーン
大会

反例はいけぬ

こんなスポーツが
世界にあるのか

この例は、「反対し例の憲法表示がまったたく禁止されてくるのに対し、「賛成し例は各選挙指導委員によって無制限に活動することが保障されていることを示したものである。」

こんどの国民投票の狙いには、次のようないささかの背

景がある。

一九七二年十月、朴大統領は非常戒厳令のもとで憲法改編を強行した。これによって朴大統領は、従来の元首、行政府・六十万軍隊の統帥者としての権限のほか、さらに立法、司法両権の實質上の支配者となった。その目的として、北からの脅威に對し國家運営上での「無秩序と非効率」を排し、強力な体制を形成することになった。そのため、政党活動や言論に極端な制限を加えるなど、数々の強権措置が実施された。こうしてできたのが、いわゆる維新体制と呼ばれるものである。

これに對し、七三年十月二日のソウル大のデモを突破口として、憲法改正、民主・言論自由の回復の運動が盛り上がった。それは、学生だけでなく、知識人、政界人、さらには宗教人をも巻き込む広範な運動になった。朴大統領は緊急措置令を發布して、彼らの運動を抑えようとした。民主回復、憲法改正を叫ぶ人々を続々と投獄した。にもかかわらず、運動は粘り強く展開された。言論自由回復を掲げて闘う東京毎日報に對する広告面からの締めつけも、逆に民衆の抵抗を強める結果となった。

国民投票は、こうした「維新体制」を否定する勢力が極く少数であることを証明し、その運動を抑えつけて独裁政権を延命させるために取られた措置であったといえよう。それ程までに朴政権は追い込まれたのである。

大々的な「善心攻勢」

国民投票が満った二月十五日付の東亜日報は、一線記者の座談会記事の中で、こんどの国民投票は「善心攻勢を背った。行政投票であるとしている。ではその善心攻勢とはどのようなものであつたのか。

まず一月二十四日には、「零細民救護事業など対民工事全国あちこちで早期発注」という見出しで次のように伝えている。「慶南道と全北道は二十三日と二十三日緊急市長、郡主会議を召集、零細民救護事業など各種事業をこの日のうちに早期発注するように指示し、忠南道は工事費の策定もせず対象地域だけを選定した。こうしたあわただしい早期発注指示は、各道知事と市長が二十一日ソウルへ行った後に出されたものである。

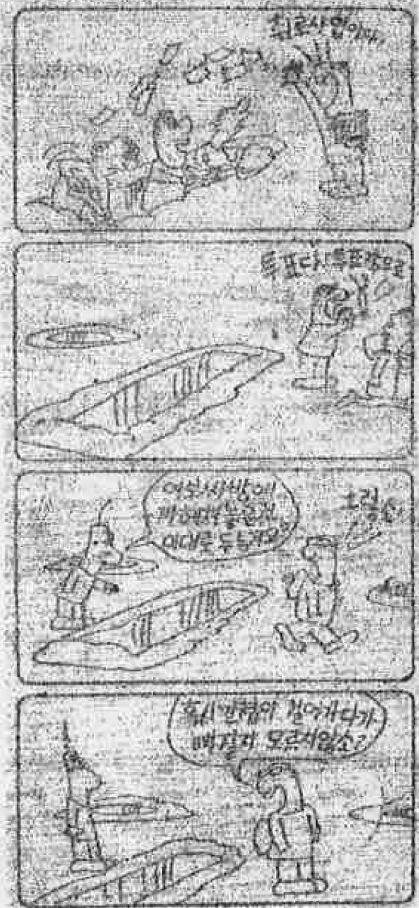
また二十七日付では、「零細民救護と村の福祉向上などを掲げ、政府が全国的に繰り広げている就労事業の中にはさうとした計画もなくあわてて発注、短期完成を強行するがと思えば、実効性のある事業も選ばず、予算規模に比べて内容があまりにもわからぬなど、多くの問題点が繰り出している」と述べ、各農村の事情を無視した一律的な資金配分が行なわれているとしている。さらに、こうした不十分な計画、工期の土木作業により、三日間に十一名の死傷者が出たことを付け加えている。三十一日付では、就労事業場へ行く人のために、ソウル市内の一部路線のバスを

動員したことから、その路線の通勤者が大変不便になり、バス業者にも損害を与えていると伝えている。

善心攻勢はこうした就労事業だけではない。二月五日付では「労働庁はソウルにある各企業に対して、要例にも二日分の俸給を十日以前に繰り上げて支給するように指示、国民投票を前にした善心攻勢ではないか」という疑惑を買っている。この事実を暴露した。ちょうどこの日に、国民投票の実施日は二月十二日であることが発表された。

その他、当局の各種取締りがゆるくなったり、農村特別資金の返済期日が延期されたり、税務署員の外勤が中断されたり、バスワットシユースの引換券が配られ、各地で茶話会が催されるなど、善心攻勢の例はいらるところでみられた。

こうした善心攻勢には後日談がある。二月十四日付では「ソウル市は零細民のために、ソウル市周辺で大規模に着手してきた各種就労事業が、国民投票の終った十三日から規模が大幅に縮小した。その上作業時間を延長する反面、労賃はカットされるため、就労零細民救護百名が集団抗議するなど、善心撤回のきざしに情状している」とその情状を報じている。また二十一日付は、善心工事で振り起した穴がそのまま放置されているため、老人が穴に落ちて負傷したり、水道管が凍りつくなど、住民が非常に迷惑していることを伝えている。次のコバウおじさん（二日二十日付）はこうした様子を反映させたもの。



投票事業、たノ

投票場へ、

もし、四方に振り
動かしたものは、そ
うまにしておいた
らう、

こうした善心攻勢には多くの資金が必要である。二月十九日の東亜日報は、国内信用貸付総額が十日現在で昨年末に比べ二億円も増加していると報じたが、同日付けの社説では「国民投票と交又したためゆる善心攻勢が、こうした通貨増発を促進したとみるなら、善心攻勢はいま悪性インフレをもたらさざるを得ず、そのしわ寄せは結局物価面をはじめ、輸出産業と国際収支面でも影響が波及する」とはあまりにも明白だと、経済面から善心攻勢を批判した。

行政機構を総動員

善心攻勢で利益誘導をはかるとともに、朴政権はあらゆる行政、支配機構を通して国民投票の勧誘、締めつけを行

なった。二月三日の東亜日報は、そのもようを次のように伝えている。「一部地方の市、郡公務員が国民投票指導員兼担当員として委嘱され、一般行政業務が麻痺状態に陥っているかと思えば、ソウルでも現場の学校教師が国民投票参加を勧誘するために動員されている。一部の有力な市、郡では、臨時職を除いた全公務員を啓蒙担当員に委嘱して国民投票業務に全力を投入するがと思えば、警察でも国民投票違反者摘発に全捜査力を動員、防犯業務など警察本来の業務機能が失われつつある」。また二月十日付けには「家出した一線行政士の連のもとに、国民投票前の全国地方官署の表情を詳しく掲載している」。

「維新を讃える歌」も現われた。内容は「島よ、島よ、維新の島よ、青い空を高く飛びたい、祖国の中興をなして、自主統一を達成しよう」というもの。有名な童謡「島よ、島よ」をもじったものと思われるが、これが一月三十日付の東亜日報で暴露された。「国民投票に対する賛反運動が法で厳禁されているなかで、京畿道教委では維新体制を讃える内容の維新の島よという歌を現場教師に教え、学生に普及させようとするかと思えば、一部地方では国民投票指導員兼担当員に対する啓蒙講演において、維新体制を支持する発言が出るなど、異状が動きが現われている」。これがために京畿道教委は、歌の内容を外部に漏れた教師を捜査するとし、ガリ刷りの歌詞の回収をはかったため、歌詞を紛失した教師は、余分の歌詞を持っていては同僚を捜

すのに必死であるという騒ぎまで起った。(二月四日)



もしもし
ないよ、

〈馬山〉

何事か、私は国民投票開票委員だ、
どうして、馬山、
見だ、

何事か、私は国民投票開票委員だ、
どうして、馬山、
見だ、

何事か、私は国民投票開票委員だ、
どうして、馬山、
見だ、

こうした公務員の国民投票委員について、二月六日付の社説では「国民投票はしなければならぬのと同じく、公務員は政治的に中立を守らなければならぬのに、長官から面々にある」職員まで存在空けてとび回り、韓国では三権分立論は合わぬなりと理不承ふことを言って、賛成を誘導している」と述べたあと、「こうした不当なやり方で、莫大の金を費やす国民投票が、今わが国が直面している難局を解消するものとは考えられない」としている。

投票拒否運動

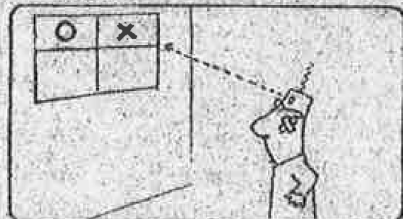
国民投票案が発表されるや、野党、民主回復国民会議は

どの民主勢力は、国民投票拒否を提唱しその運動を進めた。これに対し朴政権は「国民投票の拒否を一般に呼訴、勧誘、宣伝または煽動したりこれを報道する行為は、取締りの対象となる」と発表した。一月二十五日付の社説は「投票拒否運動の道法是非」と題し、次のように論じている。「国民投票の定足数を有権者の過半数だと解釈し、投票に参加する有権者が過半数にならぬ場合には、附議事案は当然否決される。そのため投票拒否運動は結果的に附議事案に対する反対運動となるとみれるかもしれない。しかし、それはどこまでも強推解散なりし抗大解散であるとするばかりなく、こうした解散態度は、法治国家の基本理念である罪刑法定主義に反するものである。それゆえわれわれは、現行法に明文規定がない投票拒否運動やそれに關する報道は、結局取締りの対象とはならないと考える。」

こうした姿勢で、その後拒否運動に關する報道は一貫して続けられた。

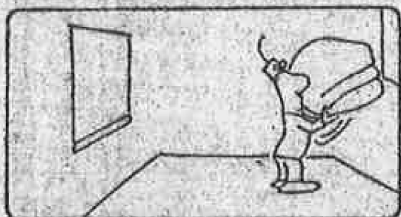
二十七日付けには、国民投票法違反で初めての検挙者が出たことが報じられている。韓国神學大學の黃泰大君が二十三日、堂内で「政府が本當に国民投票を願うなら、まず国民投票法の改正を急げ」との叫びを配り、二十五日にソウル市警に逮捕されたのをはじめ、バスの中で国民投票反対と誌した二十一歳の青年(即決裁判で罰金千五百ウォン)、酔って「国民投票をやるとやるまいと、結果はわがりさつてると」と叫んだ四十歳の男(即決裁判で拘留七

日)と三人の検挙者が出てくる。



選挙法違反に
わさかもしれな
いから、たいバン
ソウコウも黙って
よ。

これではまた違
反にならないう
うか?



ひょっとしたら
鐘の音でも聞こ
うとしているの
ではないか?

ひょっとしたら祈
禱をささげている
のではないか?

ひょっとしたら断
食をしようとして
いるのではないか?

不正投票の暴露

国民投票は○印記入式。「私は大統領の重要政策に賛成する」という欄には、はじめから○印が印刷されており、一方「私は大統領の重要政策に反対する」という欄には×印が印刷されている。投票時には、賛成の人は○印に○を、反対の人は×印に○を記入する。右上の漫画は一月二十七日、左上の漫画は二月十二日付、投票日当日のものである。民主回復勢力による「国民投票拒否行動綱領」の反映がみられる。拒否行動綱領は、各政党は当日各本部に集まり民権闘争の決意をし、キリスト教会は祈禱会を実施、吊鐘を鳴らすなどの行動を定め、野党、宗教界、学生、言論界にとまらず、労働者、農民、警官、公務員にまで、広く当日の投票不参加を呼びかけたもの。

投票の結果は、投票率七九・八四%、うち賛成が七三・一%、反対が二五・一%であった。棄権も含めると反対票は六百万を上回る。朴大統領の「反対勢力は一部」、「国民総和」の演出は、みごとに崩れさったといえよう。反対票を投ずるには勇気がいる。特に農村部では隣組の組織や農協による政府の管理システムなどによって、反対に○をつけるどころか、棄権すら思いもよらない監視体制が出来上がっているといわれる。そうした状況の中での投票率、および二五%の反対票は、民主回復勢力の

投票後、東亜日報は不正投票の事実をゆげり強く報道し続けた。

二月十四日には、身代り投票した青年教師が国民投票法違反で警察に身柄を拘束されたのをはじめ、与党共和党員二名も、あいついで代理投票を暴露して拘束された。十五日付の社説は、代理投票を告発した市民を立件しながら、それを勧誘した職員は内題にしない捜査偏向を批判している。

さらに二月二十日付の社説では、千枚の代理投票説というタイトルのもとで、次のように述べている。暴露した金漢吉氏の言葉によれば、コンハン洞第一投票所で選



また不正投票が
バクロされました。
アイグノ

<5巻>

またバクロされ
ました。
クローニ

こんどは傍聴
バクロだ。
クローノ

このごときが
なされてるの
クローノ

挙管理委員長、洞長、投票従事員が結たくして千枚を代理投票し、押印を押したという。同投票区の国民投票の結果は、有権者四八二名中三五九七名が投票に参加したと発表されたのだが、その中の千票が不正投票であったとすれば、実にあきれた話である。さらに、金氏は単に事件を目撃しただけであると主張しているのに、不正投票したとして拘束するのはおかしいではないかと、不公平な捜査態度を批判している。

おわりに

国民投票は終わった。緊急措置令違反で拘束されていた人々も、一部を除き釈放された。しかし、事態は何一つ解決していない。国民投票終了直後に、野党や民主回復国民会議などは、あいついでこれからも民主回復運動を進めていくと力強く宣言したし、獄中から出てきた人々も弾圧に負けずこれからも闘がっていく決意をあらたにし、多くの人に感激と励ましを与えた。

東亜日報に対する広告弾圧は、ずっと続けられている。人々マンガのコバウおじさんの顔は、こうした広告弾圧に対する抗議の意味がこめられているのである。コバウおじさんの顔が元に戻るのはいつの日であろうか。

翻訳紹介

『東亜日報』 75年2月14日

東亜激励広告一ヶ月の分析

— 基督教学生総連 —

(1月)

言論弾圧糾弾する「民主の喊声(とさる声)」

総2千9百43件中匿名59%

職業別には学生、地域別にはソウル週半

政府不信に充ちた文案次第に増加

国外ではアメリカ・スイスなど7ヶ国、115件

宗教別には、基督教・天主教が参与

「政府は不正腐敗、基本権回復、拘束人土釈放

にも雅量を」

東亜日報、東亜放送広告弾圧事態が、国内外の集中的な大きな関心を集めている中、国内における最初の広告弾圧事態についての詳細な分析があらわれに。韓国基督教学生総連盟は、今月1月1日から31日まで一ヶ月間の激励広告紙面を、増減分布、激励広告の文案性格、地域、学校、各級校、宗教等7項目に分け分析し、新聞

史上類似を見ない激励広告内容についての最初の精密な検討をしにものである。同連盟の東亜激励広告分析を整理し報告する。

△(東亜日報)編集者注△

x x x

74年12月16日から大企業の実績がつきつきと数多く解約されたことにより、劇場、自動車宣伝、学園広告、保険広告等すべての分野に大きな影響を及ぼした。

また、12月26日「ワイドムハウス」は東亜事態を、政府の息のかかった新しい苦痛を与える行為と批難声明を出し、同27日、日本の新聞が朝刊で(朝日)「韓国情報部(CIEA)の介入により東亜日報が54年以來の経営危機に直面している」と指摘した。東亜日報社自身の公告は、新聞広告の一般機能を、74年12月27日の紙面において、次のように指摘した。

①政府や公共団体がすることを国民に知らせ、国民の協調を得られるようにする。②個人や団体(企業)の意見(情報)を国民(消費者)に知らせ信頼と好意を得られるようにする。③多い発行部数が、一時に、全国各地に配布されることにより、企業の大産生産・大量販売を可能にし生産原価を節減、消費者の負担をなくしてくれる。④求人広告や商品広告(情報)は、より有益なものを比較選択できるようにし、企業として

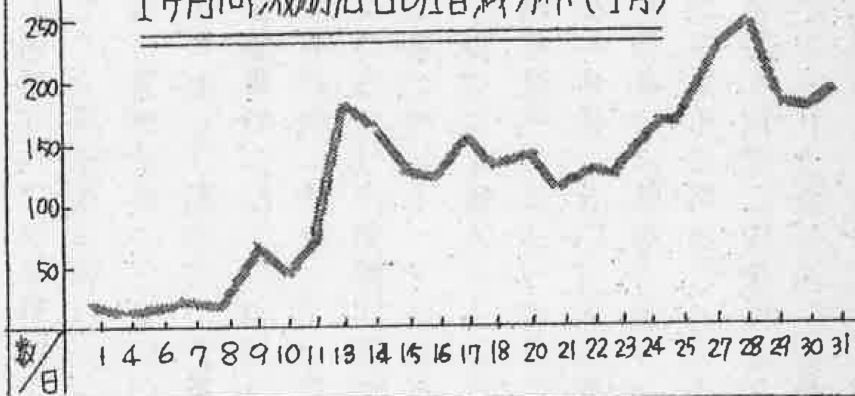
消費者保護運動を自ら展開しないわけにはいかないようにする。新聞広告のこのような属性と機能を無視し、相次ぐ解約を惹起した如きは、言論自由はもちろん新聞企業の独自性を抹殺しようという意図以外の何ものでもない。

◆ 一ヶ月間の激励広告量の増減分布

激励広告が掲載されるようになった背景は、12月26日の白紙広告につづく27日の東亜日報社自身の広告である「PR其一」、そして28日の「言論の自由と企業自由」という決断に日本文が掲載されてからであった。一ヶ月間の激励広告総数は、2千9百43件であり、1月初旬には70件内外で比較的低調だったが、13日には百84件に急増した。

15日、有名な「陸軍中尉」の広告と関連して広告販売員3名が連行された後一時低調に陥った。16日投票権行使が発表された21日には、百12件に急激に減少した。16日投票権が公告された22日から数日は比較的低調だったけれども、25日、東亜日報社より激励に答えるために記念メダルと感謝文を渡すという広告が出されると上昇をはじめ、28日には一ヶ月間の最高件数である2百51件がうけつけられた。29・30・31日、各界の連行事態が新聞に報道された後、再び激励広告は減っ

1ヶ月間激励広告の増減分布(1月)



文楽性格の分析

文楽内容 日付	言論自由および 東亜激励	社会正義 政府に対する 不信および告発	内容なし	その他
1月 1日～20日	53.6%	17.9%	25.0%	3.5%
1月21日～31日	36.7%	36.6%	21.3%	5.4%

◆ 激励広告の文楽性格分類

激励広告中、文楽内容がないものが23・2%あり、これを除外した残りの激励文楽性格は次のとおりである。

① 16日投票権行使が公告される前の1月20日までは、言論自由守護という内容と東亜の弾圧事態に対する「

要する、最後まで斗えしという内容が、政府に対する不信および不条理告発と社会正義実現を要求する内容より35・7%多い。②国民投票実施が并表された21日から31日まで、言論自由守護および東亜に対する激励広告と、政府に対する不信および不条理告発等の内容がほとんど同じ量である。③国民投票実施公告後に出された社会正義実現を要求し、政府に対する不信および不条理告発等の文書の比率は、公告以前の2倍になっている。

◆激励広告申請者の分類

①匿名の比率は総激励広告件数は249百43件であり、そのうち匿名が1千7百34件であった。1千7百34件は総激励広告申請者の8・9%に該当する。匿名が多い現象についてソウル大の韓完相教授は、非常に硬直化した政治状況における保身策であると分析した。ここに、民主主義復活のために公然と批判することをおそれているというのは、言論の自由が保障されていない事実と、情報政治による政治的報復をおそれている風潮を示している。

②地域的分類は地域が明らかになっている激励広告件数は、1千3百87件であり、これは統計2千9百43件の45・5%に該当している。国内の広告件数は、1

千二百23件で41・4%に該当し、国外へ海外僑胞および外国人は百15件で8・6%に該当する。非常に多い地域はソウルで、順位は①ソウル、7百80件、(58・3%)②全南北百25件(9・3%)③慶南北、90件(6・7%)である。ソウルと残りの地方全体をひとまとめにして区分すれば、ソウルが58・3%、地方をあわせたとのが33・1%であり、外国が8・6%である。

地域がわからないのと似た現象である。匿名の比率が高いのと似た現象である。

③職業的分類は職業を明らかにした激励広告の数は、1千2百42件で全体の42・2%に該当する。21の職業に分類されたものを見れば、学生、宗教人および宗教団体、主婦および家族単位が多く、聖人、予備軍、公務員、畜産業、船乗りが各々一件で最下位に属する。

商業では、市場、洋装店、洋服店、旅館、食堂、飯屋、小書店、上戸の会社、福徳友(家土地などの仲介所)、くつ修繕、漫画家、ケジイン(?)風呂屋等々であり、勤労者とし

国内 (件)	国外 (件)
ソウル 780	アメリカ 77
京畿 77	日本 23
忠南北 52	中国 2
江原道 21	カナダ 2
全南北 125	イギリス 5
慶南北 90	西ドイツ 1
釜山 71	スイス 1
海州 7	匿名外国人 5
1,223	115
1,338	

では、洋服技能工、女工、客宿舍の50代の労働者、クロ工業団地女性勤労者13名、就労事業所人夫、大工、漆師、貸針仕事のおばさん、案内人、配達人等である。

	職業	件数	%
1	学生	650	52.4
2	宗教人・団体	171	13.8
3	主婦及家族単位	94	7.6
4	寸学言論人	51	4.1
5	商業	39	3.1
6	教師	33	2.7
7	国会議員・政党	32	2.6
8	会社員	24	1.9
9	実業家・広告人	22	1.8
10	勤労者・労働者	21	1.7
11	教授	19	1.5
12	運転技士・案内員	16	1.3
13	医業者・看護員	16	1.3
14	銀行員	15	1.2
15	社会団体	15	1.2
16	弁説士	6	0.5
17	農民	5	0.4
18	芸術人	5	0.4
19	軍人・予備軍	2	0.2
20	公務員	1	0.1
21	畜産業	1	0.1
22	船身	1	0.1
	計	1,242	

④学校別分類 大学が56・2%で、過半数を越えており、国民学校生が11件、1・6%の参与を見せている。大学の場合後参加校数は42校で、件数は3百87件である。ソウルにある大学数は28校、地方大学は14校で、広告件数としては各々3百52件と24件である。女子大学の参加数は、8校、87件であり、男女共学の後台大が3倍以上の34校、2百87件で、後台大の参加校数が多かった。国立大と私立大を区分すると、国立大

越えているが、広告件数は2百54件で大学より少ない。ソウルの高校が5校、百50件、地方高校が45校、90件で、大学の場合よりソウルと地方高校との参与の差が別でない。ここに特記すべき事実は、大学校の比率が3百87件、56・2%と非常に多いが、

が10校、95件であり、私立大が3倍以上の32校、2百87件である。参考に激励広告の多い大学は、ソウル大(81件)、梨花女子大(62件)、高麗大(53件)、延世大(26件)、西江大(18件)、中央大(16件)、漢陽大(13件)であり、残りの大学はほとんど10件以下である。

高校の場合、全部で96校で、大学の2倍を

	総数	ソウル	地方	男	女	国立	私立	匿名			匿名
大学	42 387	28 352	14 24	34 289	8 87	10 95	32 281	11	中学校	23校 37件	4
高校	96 254	51 150	45 90	68 190	28 50			14	国民学校	7校 11件	4

参加学校数で計算すれば、高校が96校でいちばん多いことである。

⑤宗教別分類——科目間の広
告申請者中、職業を明らかにし
た42・2%のなかで、13・8%
に該当する宗教団体や宗教人の参
与度を見るならば、
基督教と天主教が非常に多く、
仏教、天道教、圓仏教
教等、多様な分布をみせている。

宗教	%
基督教	50.5
天主教	31.6
仏教	5.1
天道教	1.2
その他	2.9

結語

(1) 今回の教団広告からして、東亜に対する中央情報
部の介入はいわゆる高官だけが知らない事実である。
(2) 匿名比率が高く、職業や地域だけを明らかにした比
率が高いことは、この教団間の政治風土に由来する国
民の被害意識を示している。(3) 文策に表われた、言論
弾圧中止、基本権回復、拘束人権解放、不正腐敗一掃
等の世論に対して政府は我執を捨てて、うけいれる態
度を見せるべきである。(4) 地域的には、清州島から遠
く、スイスに至ること、職業も公務員、教授から、
家庭主婦、村婦に至ること、学歴も大学生から国民学
校生徒に至ることを考慮すれば、今までの改選要求、
民主回復運動が、「一部無知な小教」の行為である

という言葉は妥当ではないということが表わされている。

★お知らせ朝鮮史ロミナー

- ◎神戸 場所／神戸学生・青年センター
時／午後七時～九時
TEL／〇七八八五一一七六〇
- △三月二二日(土) 李英介氏「朝鮮の古書画」
- △四月二六日(土) 中吉功氏「朝鮮古代の仏像について」
- △五月二四日(土) 解詔文氏「朝鮮の目玉」
- △六月二一日(土) 姜在彦氏「朝鮮の歳時風俗」
- ◎大阪 場所／大阪市立労働会館(森の宮下車)
時／午後六時三〇分～九時
TEL／〇六九四一六三三一
- △四月二一日(金) 朴鐘鳴氏「朝鮮の古代国家」
- △五月九日(金) 北村秀人氏「高麗時代の武臣政変」
- △六月一三日(金) 安東珪氏「朝鮮封建社会の特質」
- △六月二二日(金) 姜在彦氏「高麗李朝の文化」

特集 東亜日報 ③

広告解約の中の東亜放送

東亜日報系列の東亜放送といえは、従来はソウル地区では圧倒的な広告契約数を持つ放送局であった。しかし、昨年末の東亜日報に対する政府弾圧と、それに伴う各スポンサーの広告解約という事態は、当然この放送局にも影響をもたらすことになった。

一月末以来、東亜放送に対する広告解約が続出、一月末には件数にして八八、七%、金額にすれば九一七%減という状態に迫りこまれている。平常は番組提供九一件、スポンツ広告一四五件というのが、一日の平均広告数であったのに、二月八日には番組提供三件スポンツ一八件に激減しており、しかも、番組提供の三件の中一件は、広告解約の動きがあらわれる以前に既に契約と製作が完了していたのであるから、実質的には提供者は二件の出版社だけであり、一般企業は皆、おいてしまったわけである。

東亜放送は、提供者がいけないという商業放送にとつて致命的な状態に陥いつているのだが、放送は万人のものとしての姿勢をこれ迄とリ続けてきているだけに、政府による弾圧も、開局以来ずっと続いていたのである。

一九六二年の開局后、地方局設置申請、FM放送局設置申請、TV局開設の申請等、毎年のように、その放送網、放送施設の充実をはかろうとしていたのだが、毎度、放送局分布上、政策上といった不明確な理由で棄却されてきた。しかも、この間、KB局を始めとする他放送局の同様の申請には、許可を与えているのである。又、政府は六九年以来、電波管理に関する総合計画を研究検討中であるとしても、未だに何の具体案も作られていないありさまで、この政府の無策ぶりを東亜放送は、鋭く批判している。

今回の広告解約事態発生后、東亜放送は娯楽番組を削り、ニュースや教養番組を充実、基本番組を固守して、聴取率は急増しており、ある運輸会社では、運転手に東亜放送を聞くよう指示したという話もある程、民衆の支持をうけてきている。

しかし、先日の経営陣の交替以后、東亜日報、放送のこれ迄の果敢な姿勢の存続が危ぶまれる中で、多くのアナウンサー、ポロテュウサーらが、ストライキで「東亜」を中ろうとしており、又、首を切られた人も多いようだ。

度重なる危機を乗り越えてきた「東亜」が、今の事態にどう対処していくか、注意深く見つめていきたいものである。

かにした。とりわけ「人革党」関係とされた人々に對して、苛酷な拷問が加えられたという。又、その家族も情報部に連行されたが、彼々も眠らぬ等の拷問を受け、被告が口産主義者であると是認する賞書を強制的に書かされたという。ある婦人は、取調べ中に出された水に薬物を投入されて、夫が「口産主義者」であるという賞書を書いてしまい、自殺まで計ろうとしたという。

二月一日、一日付の「東亜日報」は、出獄した人々と、彼らを刑務所まで出迎えた家族らの表情を写真と共に掲載したが、紙面を通してだけでも、人々の歓声とよめが伝わって来るのを感じる。そして、出獄した人々は、民主化への変革することのない信念と獄中での生活等について語っている。

「出て行け」と言うから出て来たが、いつでも必要であれば、監獄へ戻って行く考えですよ。学生も祖国の助けになるなら、いつでも己れを犠牲にするという覚悟をしています（金東吉氏）「入って行つた時も、今も我々が望んだ問題はひとつも解決されてない（鄭允洙、徐仲錫君ら）「拘束される前と異なることは何もないと思います（羅炳達君）「弓度の事件を契機に為政者の法外能意図、例えば法で良心を踏みしり、収威で真理を押しえることが出来るとい

う考えに傾いているのに對し、生じた体験を得ました。従つて、こうした悲劇的体験が繰り返されないように、吾人の役目をしていけます（等信玉台護士）「ある日の法廷でのことです。死刑宣告を受けたある学生が「光栄です」と云つたのですよ。この言葉は私に大きな衝撃を与えました。私はこの言葉が忘れられず、繰り返し、思い起しました（金芝河氏）「拷問を受けて、人面をこのように、動物のようにめくらやに扱うこの地で、どんな希望を持って生きればよいのかという考えが起りました。しかし、一年ぶりに再び出て見ると、我が民族はやはり偉大な民族だという考えが起き、再び力が湧きます（金東吉君）

二月二日には、「民主回復拘束者協議会準備会」が、出獄した人々によつて結成され、再投獄を覚悟して闘うことを明らかにした。その宣言文は「東亜日報」二月二四日付に掲載された。以下はその全文である。

民主回復拘束者宣言

我々は数千年の歴史の中で、外圧と圧制の中でもたゆまず闘つて来た。壮烈な民衆の意志を継承しながら、民族の良心と民衆の切実な歴史的要請を拒否する独裁政權と斗争した民衆の刀を踏襲し、厳粛な気持ちでこ

ここに立ち上った。

この国民的斗争が民族史の一大転換となることを確信し、これをパターンとして、我々の進む座標を確立し、この斗争に積極参与した全ての民主勢力との共同歩調を取ることに於いて、ためらわず我々のすべてを投げ、民衆と民族が我々を要請する時、躊躇することなく、斗争する我々の決意を明らかにしながら、ここに宣言する。

宣言文

一、我々は、改憲だけが民族の生きる道であること、確信し、維新憲法は徹底しなければならず、現在まで斗争して来た民主回復国民会談を始めとする各界各層の良心的民主勢力を支持する。

二、劇烈な生活苦にあえぐ勤労者、農民、小市民の生存権が保障されなければならない。

三、国民生活及び庶民生活を破壊に追い込む特権階級分子は、即刻、処断されなければならない。

四、いわゆる民書学連事件及びその他緊急措置違反嫌疑で、今だに拘束中である民主人士及び、現政権下で、政治的理由によって拘束された人士を全員、即刻釈放し、正常な市民としての権利が全面、回復されなければならない。

五、いわゆる民書学連事件を、拷問と強圧で捏造し

た中央情報部は解体されなければならない。その関係者は即刻、処断されなければならない。

良心宣言

一、国民の基本権を蹂躪する独裁体制下で、強権による緊急措置は無効であり、従って、緊急措置による如何なる政治的芝居も、これを一切許容しない。

二、我々は国家と民族のために、我々の体と心を捧げることを少しも躊躇せず、これから白衣従軍の覚悟で、すべての良心的民主勢力と大同団結して、民主回復のための斗争隊列に積極参与し、一切の抑圧にも屈服しない。

三、我々は、いわゆる民書学連事件、及びその他緊急措置違反者が全員釈放される時まで、再投獄を覚悟し、最後まで闘うものである。

四、以上の良心にたがう一切の結果は、暴力と強圧によるものであることを声明する。

一九七五、二、二一

民主回復拘束者協議会準備委員会

代表委員 朴炳圭

委員 池学漢、金甫吉、金燦國、白星

琬、姜信玉、金芝河、李哲